

# 平成24年度試験 A-1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A-2の該当欄にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験A-1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をA-2の各問番号の解答欄に番号（問22及び問33は数字、問41は文字と数字）で記入して下さい。  
（文字を記入した場合は、無効となることがあります。）  
解答用紙以外の場所に記入した解答は、すべて無効です。
5. 解答時間は、2時間30分です。

あなたの受験番号

--

(問 1) 次の文章中、 から  までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

ただし、 から  までの空欄にはそれぞれ異なる字句が入る。

土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、 の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、 の増大、農業生産の 及び農業構造の改善に資することを目的とする。

また、土地改良事業は、 との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに  の発展に適合するものでなければならない。

1 農業生産量	2 増大
3 国民経済	4 自然
5 農業生産	6 環境
7 国家	8 農業総生産
9 農業経営	10 選択的拡大

(問 2) 土地改良法に規定する土地改良事業に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 「農用地」とは、耕作の目的又は養畜のための採草を目的に供される土地をいい、主として家畜の放牧の目的に供される土地は含まれない。
- 2 「農用地の造成」においては、農用地以外の土地から新たに農用地を造成する工事のみを実施することができる。
- 3 「区画整理」においては、土地の区画形質の変更の事業はできるが、この事業で客土の工事をすることはできない。
- 4 「災害復旧」においては、農用地の災害復旧のほか、土地改良施設の災害復旧についても実施することができる。

(問 3) 事業参加資格者（土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農用地であって、その所有者が疾病により自ら耕作できないため、一時、耕作の目的のために他人に貸し付けた土地において、農業委員会の認定がなくても、必ずその土地の所有者が事業参加資格者となる。
- 2 農用地以外の土地であって、賃借権に基づき使用及び収益の目的に供されている土地については、その所有者が原則として事業参加資格者となる。
- 3 農用地であって、共有者が共同で耕作を行っている共有地については、必ず、共有者の全員のうちから選出された代表者を事業参加資格者としなければならない。
- 4 農用地にあつて、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けた者は、農業委員会の承認を受けなければ、事業参加資格者にはなれない。

(問 4) 土地改良区の運営に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区の総会は、必ず総組合員の3分の2以上が出席しなければならない。
- 2 土地改良区の理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 3 土地改良区の起債又は借入金の借入れ並びにそれらの方法、利率及び償還の方法についての事項は、理事会の議決により行うことができる。
- 4 土地改良区の規約の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(問 5) 土地改良事業計画に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区の設立認可を申請する者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府県に農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する技術職員の援助を求めなければならない。
- 2 都道府県知事は、土地改良区の設立認可の申請があつたときは、土地改良事業計画等の審査に当たって、農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告書に基づかなければならない。
- 3 換地計画を定める土地改良事業にあつては、土地改良事業計画の概要において換地計画の要領を定めなければならない。
- 4 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合は、土地改良事業計画において工事の着手及び完了の予定時期を各区ごとに定めなければならない。

(問 6) 土地改良区が行う土地改良事業計画の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良事業計画の変更を行う場合には、土地改良区の総会（又は総代会）の議決を得て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 区画整理事業において、その土地改良事業計画につき、新たな地域を施行地域に編入する変更で一定の要件に該当する軽微なものを行う場合には、その変更により新たに施行地域となる地域内の事業参加資格者（土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者）の3分の2以上の同意を得ればよい。
- 3 農用地造成事業の施行地域の変更を行おうとする場合は、除外する地域も含めて農用地外資格者の全員の同意を得なければならない。
- 4 土地改良事業の施行に係る地域の変更がなくても、主要工事計画の変更があれば、土地改良事業計画の変更の手続を行わなければならない。

(問 7) 土地改良区の経費の賦課徴収に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、土地改良事業に要する経費の徴収を市町村に委任することができる。
- 2 土地改良区は、その地区に新たに編入される土地について、定款の定めるところにより、加入金を徴収することができる。
- 3 土地改良区の理事は、総会又は総代会の議決により、賦課金の滞納処分を行うことができる。
- 4 土地改良区は、規約の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課すことができる。

(問 8) 国が行う土地改良事業に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 農林水産大臣は、国営土地改良事業を廃止しようとするときは、廃止する旨、廃止の理由その他省令で定める事項を公告し、事業参加資格者（土地改良法第3条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者）の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 国が土地改良事業を行うべき旨の申請を行おうとする者は、土地改良事業の計画の概要について、市町村長との協議の後に、その旨を公告し20日以上相当の期間を定めて、当該計画の概要を縦覧に供しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、20日以上相当の期間を定めて、当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、工事を伴う土地改良事業につきその工事が完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(問 9) 取消し及び無効に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 制限行為能力者が行った行為を取り消すことができるのは、その制限行為能力者の代理人又は承継人であり、制限行為能力者自身を取り消すことはできない。
- 2 無効な行為を追認した場合には、その行為は行為時にさかのぼって有効となる。
- 3 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効ではあるが、この無効は善意の第三者に対抗することはできない。
- 4 取消権は、行為の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(問 10) 相続の承認・放棄に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 相続人は、単純承認をした場合には、被相続人の権利義務を無限に承継する。また、相続の放棄をした場合には、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる。
- 2 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に単純承認、限定承認、放棄のいずれかをしなければならず、この期間内に単純承認、限定承認、放棄のいずれもしなかった場合には、相続を放棄したものとみなされる。
- 3 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまでは、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
- 4 相続人が複数あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみすることができる。

(問 11) 物権変動に関する次の文章中、 から  までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

ただし、 から  までの空欄にはそれぞれ異なる字句が入る。

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって効力を生ずるが、これを第三者に対抗するためには、 を必要とする。不動産に関する物権変動の  は  であり、動産に関する物権変動の  は  である。

物権は、目的物の滅失、、混同等によって消滅することがあるが、所有権は、それ以外の財産権や債権と異なり、 にかからないとされている。

なお、担保物権には、目的物が滅失した場合であっても、それにより受けるべき金銭がある場合には、その金銭に対し行使することができるものが多い。これを、担保物権の  という。

1 公信	2 公示	3 消滅時効
4 承認	5 引渡し	6 取消し
7 対抗要件	8 物上代位	9 求償
10 登記	11 通知	



(問 12) 不法行為に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は損害賠償責任を負うが、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負うが、被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたときや相当の注意をしても損害が生ずべきであったときであっても、損害賠償責任を免れない。
- 3 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき、又は不法行為の時から20年を経過したときは、時効によって消滅する。
- 4 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

(問 13) 債権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示することにより直ちに成立する、一種の単独行為である。
- 2 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は契約の解除をすることができるが、解除をした場合には損害賠償の請求をすることはできない。
- 3 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができるが、相手方の債務が弁済期にないときは、自己の債務の履行を拒むことはできない。
- 4 他人の権利を売買の目的とすることはできない。

(問 14) 土地改良登記令及び土地改良登記規則に基づく登記の申請に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業を行う者は、換地処分による登記を申請する場合において、必要があるときは、相続による所有権の移転の登記を登記名義人の相続人に代わって申請することができる。
- 2 換地処分による登記は、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について、一筆の土地ごとにそれぞれ申請しなければならない。
- 3 交換分合により所有権が移転した場合における所有権の移転の登記は、当該土地の登記名義人が申請しなければならない。
- 4 土地改良事業を行う者が表題部所有者に代わって地積の更正の登記及び表題部所有者の住所の変更の登記を申請する場合においては、各登記のそれぞれについて別に申請情報を作成しなければならない。

(問 15) 土地改良登記令及び土地改良登記規則に基づく登記に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 表題登記がある土地（所有権の登記がある土地を除く。）について、交換分合により未登記の所有権が移転した場合には、当該所有権を取得した者は、所有権の保存の登記を申請しなければならない。
- 2 土地改良事業を行う者は、登記名義人の住所の変更の登記を当該登記名義人に代わって申請した場合は、当該登記名義人のために登記識別情報の通知を受けることができる。
- 3 書面により交換分合による登記の申請をする場合において、申請情報と共に提供する交換分合計画を証する情報の原本の還付を請求するときは、当該情報を記載した書面の原本と共にその謄本を提供しなければならない。
- 4 交換分合による登記の申請をする場合は、同一の不動産についてする所有権の移転及び抵当権の抹消の登記の申請は、一つの申請情報によってしなければならない。

(問 16) 次の事項中、地積測量図に記録すべきものではないものはどれか。

- 1 測量の年月日
- 2 縮尺
- 3 筆界点間の距離
- 4 地目

(問 17) オンラインにより不動産の登記事項証明書等の交付の請求をする場合に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 オンラインによる不動産の登記事項証明書の交付の請求は、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができる。
- 2 オンラインによる不動産の登記事項証明書の交付の請求をする場合において、請求人は、当該登記事項証明書を登記所で受領することができる。
- 3 地図が電磁的記録に記録されている場合においては、オンラインによる地図の内容を証明した書面の交付の請求をすることができる。
- 4 オンラインによる不動産の登記事項証明書の交付の請求をするときは、請求人は、請求情報に電子署名を行わなければならない。

(問 18) 不動産の所有権の移転の登記に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 書面により所有権の移転の登記の申請をする場合において、登記義務者が押印した申請書に公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、当該義務者の申請書に押印した登記義務者の印鑑に関する証明書を提供することを要しない。
- 2 登記義務者に対して所有権の移転の登記手続をすべきことを命ずる確定判決がある場合は、執行力のある当該確定判決の判決書正本を提供して、登記権利者が単独で所有権の移転の登記を申請することができる。
- 3 所有権の移転の登記が完了した場合は、登記権利者及び登記義務者のそれぞれに対し、登記識別情報が通知される。
- 4 所有権の移転の登記における登記義務者に相続があったときは、その相続人は、相続があったことを証する市町村長が職務上作成した情報を提供して、当該所有権の移転の登記を申請することができる。

(問 19) 土地の表示に関する登記に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地番は、登記官が職権で変更することができる。
- 2 地目は、土地の主たる用途により、定めなければならない。
- 3 地目について変更があったときでも、所有権の登記名義人には、地目に関する変更の登記の申請義務は課されていない。
- 4 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定められる。

(問 20) 戸籍に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 戸籍に関する事務は、市町村長が管掌するところ、この事務は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である。
- 2 戸籍謄本の交付請求をしようとする者は、郵便により、戸籍謄本の送付を求めることができる。
- 3 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び住所でこれを表示する。
- 4 戸籍の記載をする欄の区分について、新戸籍の編製に関する事項、戸籍の再製又は改製に関する事項等は身分事項欄に、出生に関する事項、婚姻又は離婚に関する事項等は戸籍事項欄に記載する。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合との比較に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分も交換分合計画の認可も、その公告のあった日の翌日から効果が発生するという点で同じである。
- 2 交換分合は一つの土地改良事業であるが、換地処分は一つの土地改良事業ではない。
- 3 換地処分も交換分合も、農業委員会が実施主体となれるという点で同じである。
- 4 換地処分も交換分合も、権利の移転を伴うという点で同じである。

(問 22) 次の設例の場合において、集団化率は何%か。

ただし、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

[設 例]

関係農家数	493戸
関係権利者数	603人
従前の土地の筆数	2,379筆
従前の土地の団地数	1,393団地
換地の筆数	863筆
換地の団地数	677団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、正しいものはどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）の対象となる道路の敷地は、A及びCに記載される。
- 2 所有権以外の権利として地役権のみが設定されている従前の土地は、A及びBに記載される。
- 3 土地改良区が道路又は水路として所有する従前の土地（所有権以外の権利の設定なし。）は、Cのみに記載される。
- 4 不換地（土地改良法第53条の2の2の規定により、換地を定めない土地）とする土地（所有権以外の権利の設定なし。）は、Aのみに記載される。

(問 24) 換地計画を定める場合の基準に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地計画においては、特定用途用地である従前の土地について、換地を非農用地区域内に定める場合、必ず土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有する者の同意を得なければならない。
- 2 換地計画においては、換地及び従前の土地について、それぞれその用途、地積、土性、水利、傾斜、温度その他の自然条件及び利用条件を総合的に勘案して、当該換地が従前の土地に照応するように定めなければならない。
- 3 換地計画においては、換地は、一筆の土地の区域が2以上の市町村、大字又は字にわたるよう定めてはならない。
- 4 換地計画においては、従前の土地の全部又は一部について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合には、これに照応する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要とするものは次のうちどれか。

[設 例]

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積 ( $\Sigma O$ )	900,796 $\text{m}^2$
換地の総地積 ( $\Sigma S$ )	838,022 $\text{m}^2$

- 1 従前の土地16,518 $\text{m}^2$ に対する換地13,090 $\text{m}^2$
- 2 従前の土地7,811 $\text{m}^2$ に対する換地8,790 $\text{m}^2$
- 3 従前の土地3,997 $\text{m}^2$ に対する換地4,450 $\text{m}^2$
- 4 従前の土地20,147 $\text{m}^2$ に対する換地14,999 $\text{m}^2$



(問 26) 共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の文章中、 から  までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。  
ただし、 から  までの空欄にはそれぞれ異なる字句が入る。

換地計画においては、当該土地改良事業によって生ずる  の用に供するための土地が新たに必要な場合には、その換地計画に係る一定の土地で当該換地計画に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、 として定めなくて、 の用に供する土地として定めることができる。

また、換地計画においては、当該土地改良事業の施行に係る地域内で  が主として利用し、かつ、 が利用すると見込まれる農業経営の合理化のために必要な施設の用に供するための土地が新たに必要な場合には、当該土地改良事業の計画において定められた  の一定の土地を、それぞれ  として定めなくて、これらの施設の用に供する土地として定めることができる。

1 非農用地区域内	2 換地	3 その過半数
4 その大部分	5 農業を営む者	6 公共
7 農用地	8 土地改良区の組合員	
9 土地改良施設	10 非農用地区域外	

(問 27) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地を定める場合は、必ず土地改良事業計画に定められた非農用地区域内に定めなければならない。
- 2 土地改良区は、特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の工業団地の用地を取得することができる。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地は、農業経営上必要な施設の用に供する土地として定めることができる。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地の取得者が土地改良区である場合、金銭による清算を要する。

(問 28) 不換地（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により換地を定めないこと）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 不換地の申出は、従前の土地に代わるべき一時利用地の指定を受けた後でも当該従前の土地につきすることができる。
- 2 不換地の同意があった場合は、遅滞なくその旨を公告するとともに、関係農業委員会に通知しなければならない。
- 3 質権が設定されている従前の土地を不換地とする場合は、質権者の同意は不要である。
- 4 不換地の申出は、農用地についてのみ行うことができるとされており、農用地以外の土地については行うことができない。

(問 29) 土地改良区が行う特別減歩の事前指定（土地改良法第53条の2の3第1項の規定により地積を特に減じて換地を定める土地として指定すること）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 特別減歩の事前指定を行う場合、土地改良区はあらかじめ減歩される土地の部分につき分筆を行わなければならない。
- 2 特別減歩の事前指定を行った場合、土地改良区は遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 3 特別減歩の事前指定は、その指定に係る土地につき申出又は同意をした者に対し、その旨を通知して行う必要がある。
- 4 特別減歩の事前指定を行った場合、土地改良区が必要であると認めるときは、仮清算金を支払うことができる。

(問 30) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 機能交換によって廃止される道路の敷地面積とこれに代わるべき道路の敷地面積に違いがあれば、金銭による清算をしなければならない。
- 2 地方公共団体が所有する土地であれば、公用の用に供している建物の土地であっても機能交換の対象とすることができる。
- 3 地方公共団体が所有する土地を機能交換の対象とする場合には、土地改良事業の一定地域を定める前に、その土地を管理する地方公共団体の承認が必要ではない。
- 4 土地改良事業の施行地域外にある道路であっても、その施行地域内の道路に接続している敷地については、機能交換の対象とすることができる。

(問 31) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合、換地計画に定める当該権利の及ぶべき清算金の額として正しいものはどれか。

[設 例]

従前の土地の評価額	3,440,000円
抵当権の債権額	3,300,000円
換地交付基準額	3,506,000円
換地の評価額	3,199,800円
支払清算金の額	306,200円

- 1 66,000円
- 2 100,200円
- 3 240,200円
- 4 306,200円

(問 32) 土地改良法第53条の6に規定する使用及び収益の停止に関する次の文章中、  
[ア] から [オ] までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当な  
ものを選び、その番号を記入せよ。

ただし、[ア] から [オ] までの空欄にはそれぞれ異なる字句が入  
る。

土地改良区は、[ア] において、土地改良事業の工事のため必要があ  
る場合又は [イ] に基づき換地処分を行うにつき必要がある場合には、  
[イ] において換地を定めないこととされる従前の土地につき、[ウ]  
を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部に  
ついて使用し及び収益することを停止させることができる。

この場合には、その期日の [エ] までに、その旨を [ウ] を有する  
者に通知しなければならない。この通知を受けた者は、使用及び収益の停止  
の期日から [オ] までは、その従前の土地の全部又は一部について使用  
し及び収益をすることができない。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 土地改良事業の工事を行う前     | 2 相当期間前              |
| 3 換地処分の公告がある日       | 4 土地改良事業計画           |
| 5 換地処分を行う前          | 6 土地改良法第3条に規定する資格    |
| 7 到来する日             | 8 土地改良事業の工事の完了公告がある日 |
| 9 土地改良法第5条第7項に掲げる権利 | 10 換地計画              |

(問 33) 土地改良法第52条第5項に基づき、土地改良区が換地計画を定めるために開催される会議（権利者会議）について、次の設例の場合に当該会議を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は、最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1名選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

〔設 例〕

所有者	274人
所有権移転請求権仮登記権者	3人
使用貸借による権利を有する者	54人
賃借権者	40人
抵当権者	11人
先取特権者	3人
地役権者	5人
地上権者	23人
従前の土地に権利を有しないが、当該換地計画により農地の所有権を取得する者	3人

(問 34) 土地改良換地土に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区が換地計画を定めるには、権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の議決前に土地改良換地土の意見をきかなければならない。
- 2 土地改良区が定める換地計画について、異議の申出があった場合に、都道府県知事は、土地改良換地土の意見をきかなければならない。
- 3 土地改良区が換地計画を定めるために意見をきいた土地改良換地土は、当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定められているかどうかについての意見並びに当該換地計画書に記載された事項の当否及びその理由を意見書に記載する必要がある。
- 4 土地改良区が換地計画を定めるために意見をきく土地改良換地土は、農用地の集団化に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務に従事した期間が通算して10年以上の経験を有する者でなければならない。

(問 35) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事の適否の決定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適否の決定を行ったときは、関係権利者にその旨を通知しなければならない。
- 2 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画の内容が土地改良事業計画の内容と矛盾しているときは、適当とする旨の決定をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適否を決定しようとするときは、必ず当該関係農業委員会の意見をきかなければならない。
- 4 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画に係る地域の土地改良事業の工事が完了していないときは、適当とする旨の決定をしてはならない。

(問 36) 次に掲げる書類のうち、土地改良区が定める換地計画の認可申請書に添付する書類として必要としないものはどれか。

ただし、それぞれの書類に関する換地は、当該換地計画において定められているものとする。

- 1 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により、地積を特に減じて換地を定めること）の申出又は同意があったことを証する書面
- 2 創設換地（土地改良法第53条の3又は第53条の3の2の規定により定められる換地）を取得する者の同意があったことを証する書面
- 3 権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の議事録の謄本
- 4 建築物の敷地、墓地、境内地その他農用地以外の土地を地区編入することについての関係権利者全員の同意（土地改良法第5条第7項の同意）があったことを証する書面

(問 37) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地計画の変更をする場合には、必ず権利者会議（土地改良法第52条第5項に規定する会議）の議決を経なければならない。
- 2 地域の名称の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、土地改良換地士の意見をきく必要はない。
- 3 従前の土地について存する権利の変更に伴う換地計画の変更を行う場合には、関係農業委員会の同意を得る必要はない。
- 4 従前の土地の分合筆に伴う換地計画の変更を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。



(問 38) 土地改良区を行う換地処分に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、土地改良区は遅滞なくその旨を管轄登記所へ通知しなければならない。
- 2 都道府県知事による換地処分の公告があった場合には、当該換地計画において定められた清算金は、その公告があった日において確定する。
- 3 換地処分は、換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても行うことができるが、この場合、当該換地計画に係る土地改良事業計画にその旨及びその時期の定めがあることが必要である。
- 4 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通知して行う必要がある。

(問 39) 換地の組合せに関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 所有者が同一人である数筆の従前の土地について、所有権の登記がなされている土地と所有権の登記がなされていない土地を組み合わせ、一筆として換地を定めることはできない。
- 2 同日付けで設定された同一内容の抵当権が設定されている数筆の従前の土地について、その換地を一筆として定めることができる。
- 3 共有となっている従前の土地について、これらの共有者の全員の申出があれば、その換地を共有持分ごとに定めることができる。
- 4 所有者が異なる数筆の従前の土地について、これらの所有者の全員の申出があれば、その換地を一筆の共有地として定めることができる。

(問 40) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事の認可に係る換地計画に基づき一時利用地の指定が行われる場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与する必要はない。
- 2 一時利用地の指定は、土地改良事業計画に定める土地改良法第7条第4項の非農用地区域内に存する従前の土地について行うことができない。
- 3 一時利用地の指定により使用し及び収益することができる者のなくなった従前の土地については、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。
- 4 一時利用地の指定を受けた後であっても、従前の土地の所有者は、なお従前の土地の所有権を移転することができる。

(問 41) 次の設例の場合において、従前の土地に対して換地を定めたときに、従前地比例地積清算方式による清算をした場合には、清算金の額は何円か。当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合には「徴収額」、事業主体が権利者に支払う場合には「支払額」と当該額の前に記載すること。また、算出後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。

[設 例]

従前の土地	地積 3,320㎡、評価額 4,688千円
換地	地積 3,355㎡、評価額 4,954千円
従前の土地の総地積	162,749㎡
換地の総地積	165,176㎡
従前の土地の総評価額	235,102千円
換地の総評価額	249,701千円

(問 42) 換地区（土地改良法第117条に規定する区）の設定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地区を設ける場合には、土地改良事業計画にその旨及びその理由を記載しなければならない。
- 2 1筆の土地が2つの換地区にわたる場合であっても、その2つの換地区について同時に換地処分を行えば、その土地を分筆する必要はない。
- 3 換地区は、2以上の市町村の区域にわたって設定することはできない。
- 4 換地区を設けた場合には、土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合の管轄登記所への届出は、換地区ごとにする必要はない。

(問 43) 平面上の2点AとBについて、AにおけるBの方向角が $150^\circ$ 、AB間の水平距離が150mであるとき、Bの平面直角座標で正しいものはどれか。なお、平面直角座標系におけるAのx座標は65.5、y座標は110.0で、Bのx座標を $x_B$ 、y座標を $y_B$ とする。座標値はm単位とし、三角関数値は表の通りとする。

表

$\sin 150^\circ$	=	0.500
$\cos 150^\circ$	=	-0.866
$\tan 150^\circ$	=	-0.577

- 1  $x_B = 140.5$ 、 $y_B = -19.9$
- 2  $x_B = -21.05$ 、 $y_B = 185.0$
- 3  $x_B = 185.0$ 、 $y_B = 23.5$
- 4  $x_B = -64.4$ 、 $y_B = 185.0$

(問 44) トータルステーションを用いた基準点測量に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 トータルステーションの鉛直軸が傾斜しているために生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 2 空気密度の変動による目標像の揺らぎのために生じる角の観測誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 3 角観測と距離測定の見準は、原則として別々に行い、同時には実施しない。
- 4 距離測定の見定単位は、1級から4級までの各級ともに1mmである。

(問 45) G N S S 測量機を用いた基準点測量に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 観測点の上空視界が十分に確保できている場合は、観測する衛星の最低高度角を $15^{\circ}$ より小さくしてもよい。
- 2 観測点では、気温や気圧の気象測定は実施しなくてよい。
- 3 ネットワーク型 R T K 法では、マルチパスによる観測誤差も消去される。
- 4 3 級または 4 級の基準点測量であれば、単独測位方式で行うことができる。

(問 46) 農地法に関する次の文章中、 から  までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

ただし、 から  までの空欄にはそれぞれ異なる字句が入る。

農地又は採草放牧地を使用収益する権利を取得するためには、転用の場合を除き、原則として、 の許可を受けなければならない。

具体的な要件については、農地法第3条に規定があり、例えば、農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後において農地及び採草放牧地を  利用すると認められること、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作・養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合に該当しないこと等が規定されている。ただし、後者の要件については、 が、地域の実情に応じて、別段の面積を定めることが可能であることに留意する必要がある。

また、法人が農地を利用し農業を行うために農地の所有権を取得する場合、原則として、 である必要があるが、農地を賃借し、農業を行う場合には、 である必要はなく、農地法第3条第3項に掲げる、① 、②地域における適切な役割分担のもとに農業経営を行うこと、③業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の行う 、という3要件を全て満たせば、 の許可を受けることが可能である。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1 農作業に常時従事すること        | 2 株式会社    |
| 3 全て、効率的に             | 4 農業生産法人  |
| 5 農業委員会               | 6 全て      |
| 7 耕作又は養畜の事業に常時従事すること  | 8 市町村長    |
| 9 主たる事業が農業であること       | 10 効率的に   |
| 11 農業関係者が議決権を有すること    | 12 都道府県知事 |
| 13 貸借契約に解除条件が付されていること |           |

(問 47) 農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 農用地利用集積計画は農用地等の利用を促進するための計画であるが、農用地等の農業上の利用の確保に関連のある畜舎用地であっても農地でない土地については計画に記載することができない。
- 2 農用地利用集積計画が公告された場合、その公告のあった計画に従って利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものであるため、計画記載の土地が共有されている場合であっても、権利を有する者の全ての同意を得なければ定めることができない。
- 3 農用地利用集積計画の内容は、都道府県知事の定める農業経営基盤強化促進基本方針に合致する必要があるため、農用地利用集積計画の公告は都道府県知事が行うこととされている。
- 4 農用地利用集積計画が公告されると、多数の賃貸借関係や売買関係等が同時に形成されることとなることから、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て定めるものとされている。

(問 48) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 市町村が農業振興地域整備計画を定めようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、市街化区域であっても相当程度の農地が存する地域については農業振興地域に指定することができる。
- 3 農業振興地域内において開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4 農用地区域は、市町村が定める農業振興地域整備計画において定められる。

(問 49) 道路法に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、都道府県知事の承諾を得なければならない。
- 2 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。
- 3 道路に水管、下水道管、ガス管を設置し、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。

(問 50) 河川法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 国土交通大臣は、一級河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の同意を得るとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 2 都道府県知事は、二級河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。
- 3 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 4 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けるとともに、関係市町村長の承認を得なければならない。